

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：東彼地区保健福祉組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.3%
全職員	77.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	91.0%
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	—
6～10年	98.0%
1～5年	—

【説明欄】

- ・ 任期の定めのない常勤職員以外の職員の人数は、常勤職員の所定勤務時間を1人として換算し、算出しています。
- ・ 扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性職員に支給している場合が多いため、合計給与に差異が生じる要因の一つとなっています。
- ・ 役職段階別の各相当職に該当する女性職員はいないため「—」で表記しています。
- ・ 勤続年数別において、該当職員がいらない又少数しかいない場合は「—」で表記しています。